

出産子育て応援交付金・低所得の子育て世帯に対する子育て 世帯生活支援特別給付金について

令和5年1月30日 厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室 東 善博

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

出産・子育て応援交付金

1. 事業の目的

令和 4 年度第 2 次補正予算:1,267億円、令和 5 年度予算案:370億円

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

- 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日) 抄

支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産 時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施する。

2. 事業の内容

○ 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に○歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や 継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連 用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

面談 (*1) 妊娠期

(妊娠32~34週前後)

※ 継続的に実施

出産·産後

産後の育児期

面談 (*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・ 相談受付対応の継続実施(*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)

(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、 プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

(*1)子育てガイドを一緒に確認。 出産までの見通しを寄り添って立てる 等

(*2)夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。 産後サービス利用を一緒に検討・提案等



身近で相談に応じ、 必要な支援メニューにつなぐ



(*3)子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

・妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(5万円相当)の経済的支援

・ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)

≪経済的支援の対象者≫令和4年4月以降の出産 ⇒10万円相当

《経済的支援の実施方法》出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等 ※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

<u>令和4年度第2次補正予算</u> 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10 <u>令和5年度当初予算(案)</u> ○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10 1

伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

- ○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、**身近な伴走型の相談支援**(※)**と経済的 支援を合わせたパッケージとして充実**し、**継続的に実施**する。経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、 相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。
 - (※)実施主体は子育て世代包括支援センター(市町村)(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能) SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のプッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。

妊娠期の夫婦

①初めて妊娠した妊婦



出産までの過ごし方 がわからない・・・。

妊娠届出 面談 出産応援ギフト (5万円相当)

②妊娠8ヶ月頃の妊婦と育休取得に悩む夫



そろそろ出産間近だ。 子育てできるかな・・。 出産後に必要な手続き がわからない・・・。



妊娠8ヶ月



育休を取って、赤 ちゃんの身の回りの 世話や家事がうまく できるだろうか・・・。

産後の夫婦

③出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦



育児の悩みの共有、 情報交換等が気軽 にできる仲間がほ しいい。

夜泣きがひどくて 眠れず、育児疲れ が・・・。 保育園入園手続き しなくては・・・・。



伴走型相談支援

子育てガイドを一緒に確認。 出産までの見通しを寄り 添って立てる

子育てガイドを基に、出 産時、産後の支援・手続 きを一緒に確認。

産前・産後サービス利用 を一緒に検討・提案

夫の育児休業取得の推奨、 赤ちゃんを迎える心構え、 育児を学ぶ両親学級・育児 体験教室等を紹介

´ピアである**先輩家庭と出会**` う機会、父親交流会など、 他の親との世間話、情報交 換、悩みを共有できる仲間 作りの機会の紹介

産後ケア等のサービス紹介、 育休給付や保育園の入園手 続き、求職相談窓口の紹介

妊娠期・子育て期の 支援サービス

産科医療機関



妊娠届出時の経済的支援 を交通費等に活用

妊婦健診 など

市区町村、地域子育て支援拠点



両親学級



育児体験・出産前教室、 出産前夫婦の集い





子育てサークル、父親交流会 など

産後ケア、訪問家事支援、 保育園・幼稚園 など

出産届出時の経済 的支援を産後ケア、 家事支援サービス の利用料等に活用



リーチ型



通所型· 訪問家事支援 アウト

入園手続き など

瓜育て化」の防止機関とつながり、

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント(全体像)

- 地方自治体における**これまでの取組を活かしながら、地域の実情に応じて**本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫** に基づく柔軟な仕組みとする。
- 「**伴走型相談支援**」と「**出産・子育て応援ギフト**」を**組み合わせた形で、全ての妊婦・子育て家庭**のニーズに即した効果的な支援となるよう工夫し、この支援を早期に対象者に届けることを目指す。

伴走型相談支援

〇 面談実施のタイミング

- ①妊娠届出時 妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文
- ②妊娠8か月前後、希望者のみ面談
- ③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

〇 面談の実施機関・実施者

以下のいずれでも可

- ・子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の 専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
- ・身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園 等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

〇 面談の対象者

妊婦・産婦

※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

〇 面談の内容・実施方法

- ・アンケートの回答や子育てガイドを一緒に確認し、出産・育 児等の見通しを立てる
 - ※アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・オンライン面談を含め、対面を原則とする

出産・子育て応援ギフト

〇 支給のタイミング・支給の条件

出産応援ギフト(5万円相当)

: 妊娠届出時の面談実施後

子育で応援ギフト(5万円相当)

:出生届出〜乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後

〇 支給形態 (実施方法)

各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能

- ・出産・育児関連商品の商品券(クーポン)
- ・妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
- ・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・ 利用料減免
- ※ 市町村の判断により、現金給付(キャッシュレス含む)もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっても将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

〇 遡及適用者への支給方法

- ・事業開始前に出産された方
- → 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・事業開始時点で妊娠期にある方
 - → 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、 出生届出後に5万円相当を支給することを推奨 (妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可)

一体で 実施

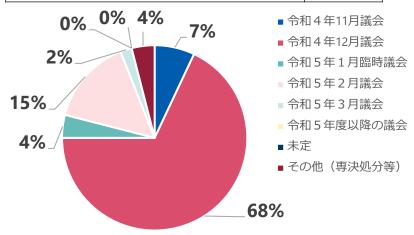
検討状況のアンケート結果(都道府県・市区町村)※1月6日時点

○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決時期

(都道府県)

回答数:47自治体

令和4年11月議会で提案・議決済み	3
令和4年12月議会で提案・議決済み	32
令和5年1月臨時議会で提案・議決予定	2
令和5年2月議会で提案・議決予定	7
令和5年3月議会で提案・議決予定	1
令和5年度以降の議会で提案・議決予定	0
未定	0
その他(専決処分等)	2



○ 事業の開始時期(目処・予定)

(市区町村)

回筌数	1741	自治体
	1/-	

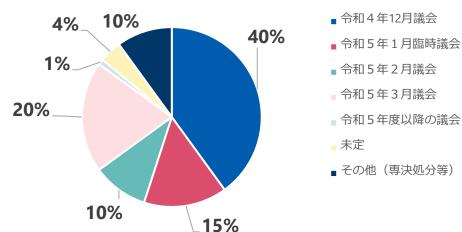
令和5年1月まで	433
令和5年2月	657
令和5年3月	393
令和5年4月以降	151
未定	107

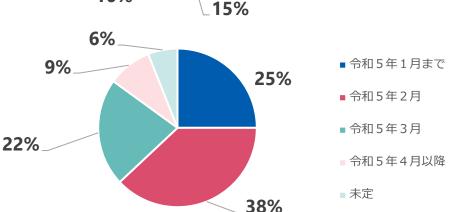
本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決時期

(市区町村)

回答数	:	1741自治体
-----	---	---------

694
261
171
357
16
69
173





低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ② **①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯** (その他低所得の子育て世帯)
 - ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満))

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯:都道府県、市(特別区を含む)

及び福祉事務所設置町村

その他低所得の子育て世帯:市町村(特別区を含む)

(5)予算額

2,043億円(事業費1,889億円、事務費154億円) ※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6)スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯:令和4年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り6月までに支給(申請不要)
 - ※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給(要申請)
- ② その他低所得の子育て世帯:令和4年4月分の<mark>児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給(申請不要)</mark>
 - ※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者(例:高校生のみ養育世帯)や<mark>直近で収入が減収した世帯等についても、可能な限り速やかに支給(要申請)</mark>

(2)給付額

児童一人当たり一律5万円

(4)費用

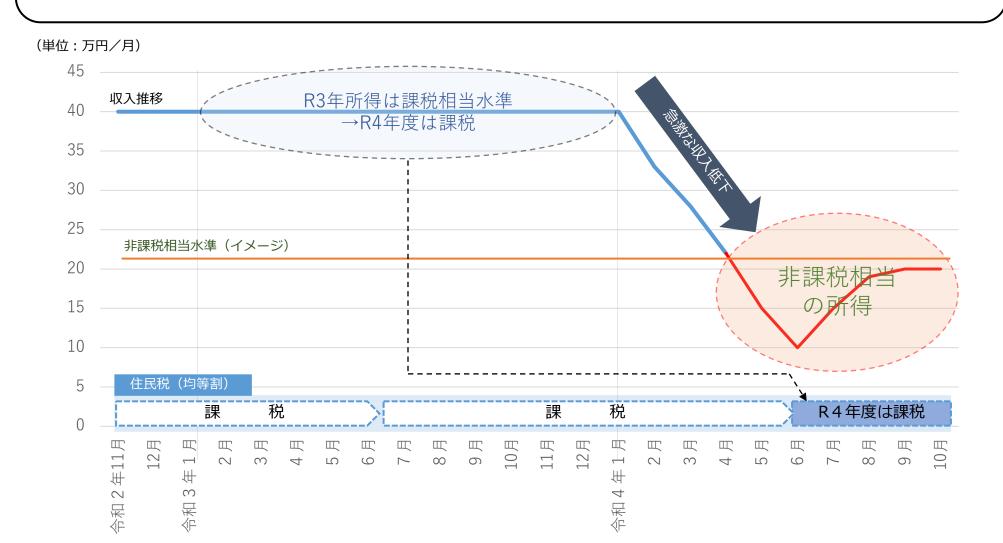
全額国庫負担(10/10)

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

申請期限は、可能な限り**令和5年2月 28日**とするよう市町村に依頼済み。

「家計急変者」の考え方

- 本給付金は、令和4年度の住民税非課税世帯だけでなく、<u>実質的に住民税非課税と同等の世帯(感染症の影響</u> により家計が急変し、直近の収入が非課税相当の水準に下がった世帯)に対しても支給する。
- その際、できるだけ簡便な申請に基づき迅速・円滑に給付が行えるよう、<u>簡**易に記入・審査が可能な形</u>で**判定 基準を設定する。</u>



「家計急変者」の該当基準と判定方法について

該当基準

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- ② 申請者及び配偶者の年収見込額を比較し、高い方の年収見込額が市町村民税(均等割)非課税(相当)水準以下であること

判定方法

1

所得(収入)

2)

判定対象者

り 扶養親族等 の人数 その他世帯分

- ・R4.1以降の任意の1か月の収入により経済状態を推定
- ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金※非課税の公的年金等収入(遺族年金など)は含まない
- ・収入では要件を満たさない場合、<u>**所得でも判定できる</u>**ように する。</u>
- ・<u>申請者・配偶者のうち収入(所得)が高い方</u>について判定
- ・申請時点における状況で判定

(参考) ひとり親世帯分

- ・<u>R2.2以降の任意の1か月</u>の<u>収入</u>により経済状態を推定
- ・収入の種類は<mark>給与、事業、不動産、年金及び養育費</mark> ※非課税の公的年金等収入(遺族年金など)を含む
- ・収入では要件を満たさない場合、<u>所得でも判定できる</u>ように する。
- ・<u>申請時点</u>における状況(受給資格者、配偶者、扶養義務者) で判定
- ・<u>申請時点</u>における状況で判定

判定方法のイメージ

R4.1以降の 任意の 1か月収入



年収換算 (×12月)

※所得は、年収から 給与所得控除額、 経費等を減額して 算出



非課税相当限度額 非課税限度額 家族構成例 (収入額ベース) (所得額ベース) 夫(婦)+子1人(計2人) 156.0万円 101.0万円 夫婦+子1人(計3人) 136.0万円 205.7万円 255.7万円 夫婦+子2人(計4人) 171.0万円 夫婦+子3人(計5人) 305 7万円 206.0万円 夫婦+子4人(計6人) 355.7万円 241.0万円 (参考)非課税(相当)限度額の考え方 ※生活保護級地区分1級地の場合

(所得額ベース)

35万円×世帯人数(注)+10万円+21万円

(収入額ベース)

所得ベース限度額+給与所得控除額

(注)世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶 者および扶養親族 (16未満の者も含む) の合 計人数です。

簡易な収入見込額の申立書の取扱いについて

簡易な<u>収入</u>見込額の申立書 【家計急変者】 様式第4号(第7条関係) ひとり親世帯以外用 ロ「影射等の子質で世界に対する子質で世界主接天規律対象対象(ひとり戦世界以外分) 予無書)と一緒にご報金くたさ ローア記にある【毎件1】及び【毎件2】の何かを満たす場合に支給の対象となります。 ① 下記にチェック(図)してください。 POINT1 野型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。 →【要件1】①にチェックが入っていること。 ②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内試及びその合計額をご記入ください。 注意事項 _ 年 円・単独事収入がある概念にご記入ください。 指导收入[a] ※参与職務書をどの収入級が分かる書類をご提出ください。 円 出事業的人スセ不動産的人がある場合にご定人ください。 *POINT2* 事業収入文は不動産収入 [B] 2種類などの収入板が分かる事故をご確由ください。 四 革命的年金社人(我最後除く)がある場合にご覧入くだまい。 星垒收入 [5] ※社会外登場和事、社会提供登場和事、社会目記者和事 などの武器質がわかる事態をご復感ください。 収入合計数 [a + B + C] **と音称の収入板の音数板をご記入ください。** 生物料の機に扱いている方性、金での物人において意入してくださ! 当上記以外の収入においては記入不審です。 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください 桿間収入見込数 [単論書] POINT3 ②-2 変傷者等の命和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内試及びその合計額をご記入ください 二年 月(※重素的に企業業を開せ「雇用」をしてくだない) 注意事項 円 単独年収入がある場合にご能入ください。 指导收入[a] ※参与職務書をどの収入級が分かる書類をご提出ください。 円 出事意収入スセ不動産収入がある基金にご記入ください。 事業収入文は不動産収入[8] 2要者などの収入級が分かる書類をご確定ください。 POINT2 ※公前組金社入(強暴を除く)がおる場合にご覧入くだまい。 星金収入 [7] 2.此业为发表和学、社会类次发表和学、社会自己是和学 などの食物質があかる養養をご復得くだない。 (合体の収入機の合新機をご起入ください。 収入合料数 [a + B + C] 当該数の機に整いている方は、金での収入において意入してくだ。 当上党以外の収入においては党入不事です。 POINT3 星間収入見込数 (配偶容等) - ②- 1 (申請者)の年間収入見込額が②- 2 (収例者等)より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください POINT3 非体税标当収入规度额 三 ②-1 (申請者)の年間収入見込続が②-2 (使得者者)とり高いことを理能して、申請者について発表規制自収入規定規を定入してください。 室 調査制は、下の星見巻から、申請者の申請時点の「養柔の人数」にあてはよる全観を覚えしてください。 当 申請者が申請時点で、論書者、共成年者、集後、ひとり他の優合は、発表投収入財産期に204.2万円としてください。 三 勝事収入、書意収入館、いずれの収入についても以下の呈見機を利用してください。 世帯の人数(注) 北层构相当収入原史部 2人 (8) 去脚字1人 158 OFF (生)世帯人数は、以下の合計人数です。 ・由請者本人 (生活保護基準の総地区分1級地の場合の例) **同一生計配周者 (収入金額+0.2万円以下の金)** ★各自治体の報別金額に修正してください 快量規模(16歳未満の書名主力) →【宴件2】申請者について、②-1 年間収入見込在が ②非洋税相当収入規度相以下であること。

POINT1

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少であることは自己申告

POINT2

収入額は任意の1か月の金額を各収入ごとに記載して合計

POINT3

1か月の収入額を12倍した年間収入見込額と非課税相当収入限度額との比較

POINT4

添付書類は収入額が確認できる書類のみ

